

関連資料

	ページ
【資料1】 在留資格一覧表	41
【資料2】 日本における外国人の受け入れ実態	42
【資料3】 外国人労働者等の推移	43
【資料4】 就労目的外国人の在留状況の推移	43
【資料5】 日系人等の労働者数の推移	44
【資料6】 日本の外国人集住都市	44
【資料7】 国籍(出身地)別不法残留者数の推移	45
【資料8】 日本における来日外国人犯罪罪種・法令別検挙状況	46
【資料9】 日本における来日外国人国籍別検挙人員	46
【資料10】 各国の主な外国人労働者受け入れ制度の概要	47
【資料11】 補充移民—人口の減少・高齢化は救えるか？	48

【資料1】 在留資格一覧表

◎活動に基づく在留資格

○各在留資格に定められた範囲での就労が可能

<入管法別表第1の1の表>

外交(外国政府の大使、公使、総領事等及びその家族)
 公用(外国政府の大使館・領事官の職員等及びその家族)
 教授(大学教授等)
 芸術(作曲家、画家、著述家等)
 宗教(外国の宗教団体から派遣される宣教師等)
 報道(外国の報道機関の記者、写真家等)

<入管法別表第1の2の表>

投資・経営(外資系企業の経営者・管理者)
 法律・会計業務(弁護士・公認会計士等)
 医療(医師、歯科医師等)
 研究(政府関係機関や企業等の研究者)
 教育(高等学校・中学校等の語学教師等)
 技術(機械工学等の技術者)
 人文知識・国際業務(通訳、デザイナー、企業の語学教師等)
 企業内転勤(外国の事業所からの転勤者で、上2つに同じ)
 興行(俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等)
 技能(外国料理の調理師、スポーツ指導者、貴金属等の加工職人等)

○就労はできない

<入管法別表第1の3の表>

文化活動(日本文化の研究者等)
 短期滞在(観光客、会議参加者等)

<入管法別表第1の4の表>

留学(大学、短期大学、専修学校(専門課程)等の学生)
 就学(高等学校、専修学校(高等又は一般課程)等の生徒)
 研修(研修生)
 家族滞在(上記の教授から文化活動まで、留学から研修までの在留資格を有する外国人が扶養する配偶者・子)

○個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる。

<入管法別表第1の5の表>

特定活動(外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー及び技能実習の対象者等)

◎身分又は地位に基づく在留資格

○活動に制限なし

<入管法別表第2>

永住者(法務大臣からの永住の許可を受けた者)
 日本人の配偶者等(日本人の配偶者、実子・特別養子)
 永住者の配偶者等(永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子)
 定住者(インドシナ難民、日系3世等)

- ①専門的・技術的分野の人材とは以下の在留資格で日本に在留する外国人をさす。
 (教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能)
- ②留学生とは、「留学」あるいは「就学」の在留資格で日本に在留する外国人をさす。
- ③研修・技能実習生とは、「研修」あるいは「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人をさす。
- ④日系人とは、海外に住む日本人の子孫で、「定住者」、「日本人の配偶者等」などの在留資格で日本に在留する外国人をさす。

(注1)永住者の中には、朝鮮半島や台湾等の出身者で「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により特別永住者として我が国に永住を許可されている者も含む。

(注2)「留学」、「就学」のように就労できない在留資格があっても、資格外活動の許可を受ければ、許可の範囲内での就労が可能である。

(注3)在留資格の後ろの()内は例示。

【資料2】日本における外国人の受け入れ実態

(2002年)

	在留資格	外国人数
就労目的外国人 (専門的・技術的分野)	教授	7,751
	芸術	397
	宗教	4,858
	報道	351
	投資・経営	5,956
	法律・会計業務	111
	医療	114
	研究	3,369
	教育	9,715
	技術	20,717
	人文知識・国際業務	44,496
	企業内転勤	10,923
	興行	58,359
	技能	12,522
	小計	179,639
特定活動(注1)		46,445
アルバイト(資格外活動)(注2)		83,340
日系人等(注3)		233,897
不法就労	不法残留者数	220,552
	資格外就労、不法入国等	相当数(=α)
合計		約76万人+α

- (注) 1 特定活動とは、ワーキングホリデー、技能実習等を指す。ワーキングホリデーのうち、就労していると考えられる者の数は、厚生労働省が推計。
- 2 アルバイトは、「留学」等の在留資格で在留する外国人がアルバイトをするために資格外活動の許可を受けた件数。
- 3 日系人等の労働者とは、「定住者」、「日本人の配偶者等」、及び「永住者の配偶者等」の在留資格で日本に在留する外国人のうち、日本で就労していると推定される外国人を指す。日系人等の労働者数は厚生労働省が推計。
- 4 資格外活動者数は1年間の許可件数、不法残留者数は2003年1月現在の数、その他の数は2002年末現在の数。

出典:厚生労働省資料

【資料3】 外国人労働者等の推移

(推計:単位 万人)

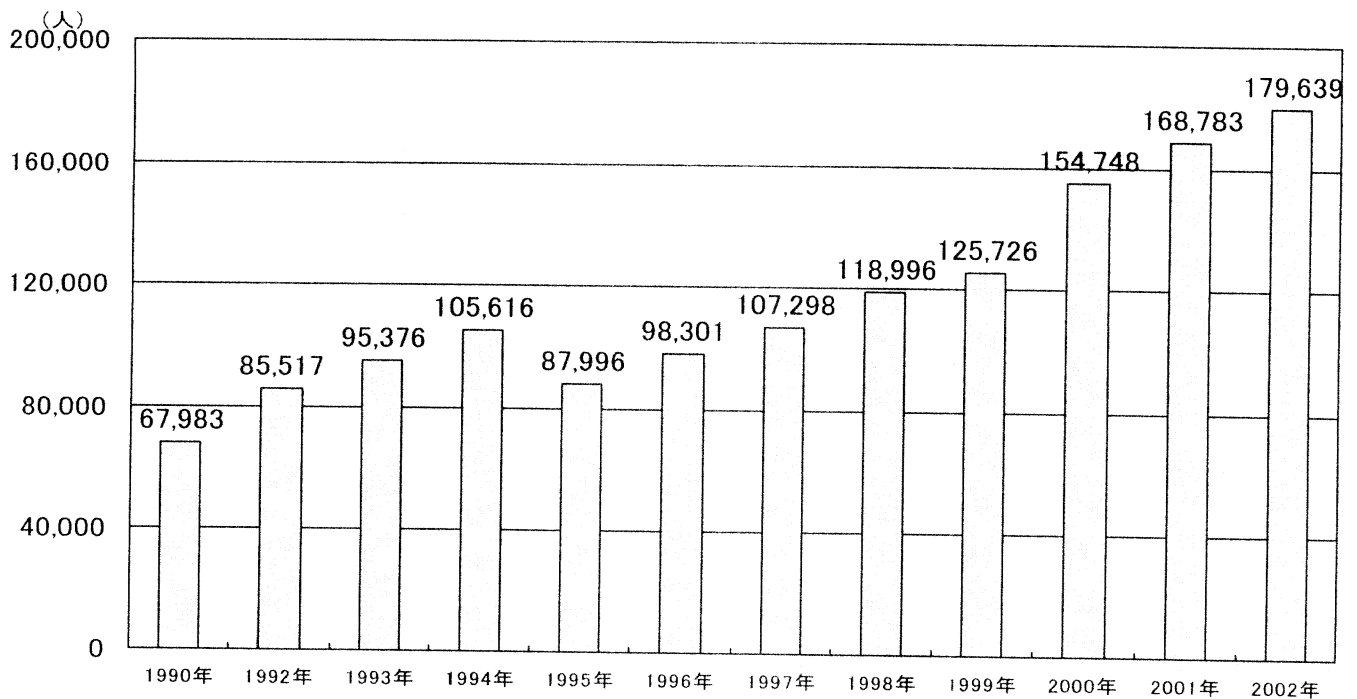
	1990年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
外国人労働者(A)	26	58	61	62	61	63	66	67	67	71	74	76
不法残留者	10.6	29.2	29.7	28.8	28.5	28.3	27.7	27.1	25.2	23.2	22.4	22.1
労働力人口(B)	6,384	6,578	6,615	6,645	6,666	6,711	6,787	6,793	6,779	6,766	6,752	6,689
雇用者(C)	4,835	5,119	5,202	5,236	5,263	5,322	5,391	5,368	5,331	5,356	5,369	5,331
外国人労働者比率(A)／(B)	0.4%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%
(A)／(C)	0.5%	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%

出典:厚生労働省資料

(注)外国人労働者数のうち、一部(日系人等)については、厚生労働省が推計。

1990年以前は、厚生労働省として推計を行っていない。また、1991年については、法務省入国管理局の統計が存在しない。

【資料4】 就労目的外国人の在留状況の推移



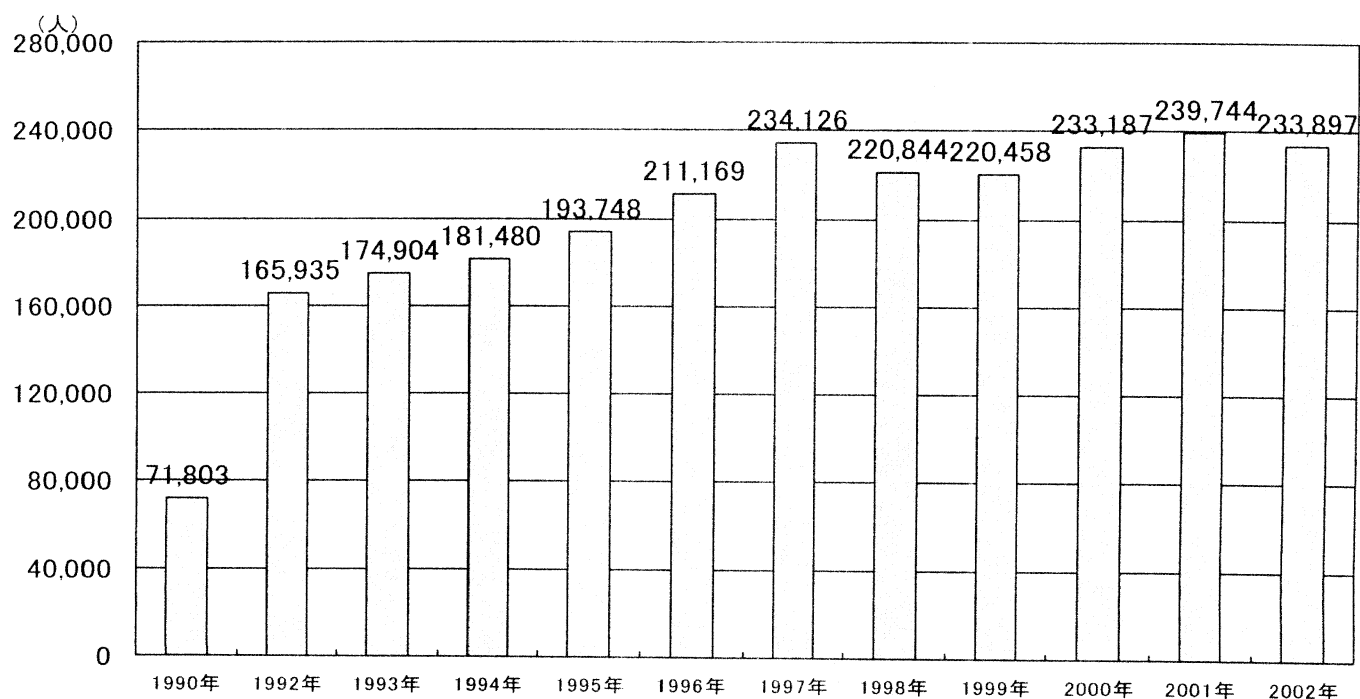
出典:厚生労働省資料

(注1) 在留資格(27種類)のうち就労可能な在留資格は以下の14資格である。

教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能

(注2) 各年の数は、各月12月末現在の数。1991年については、法務省入国管理局発表の資料が存在しない。

【資料5】 日系人等の労働者数の推移



出典：厚生労働省資料

(注) 各年の数は、各月12月末現在の数。1991年については、法務省入国管理局発表の資料が存在しない。

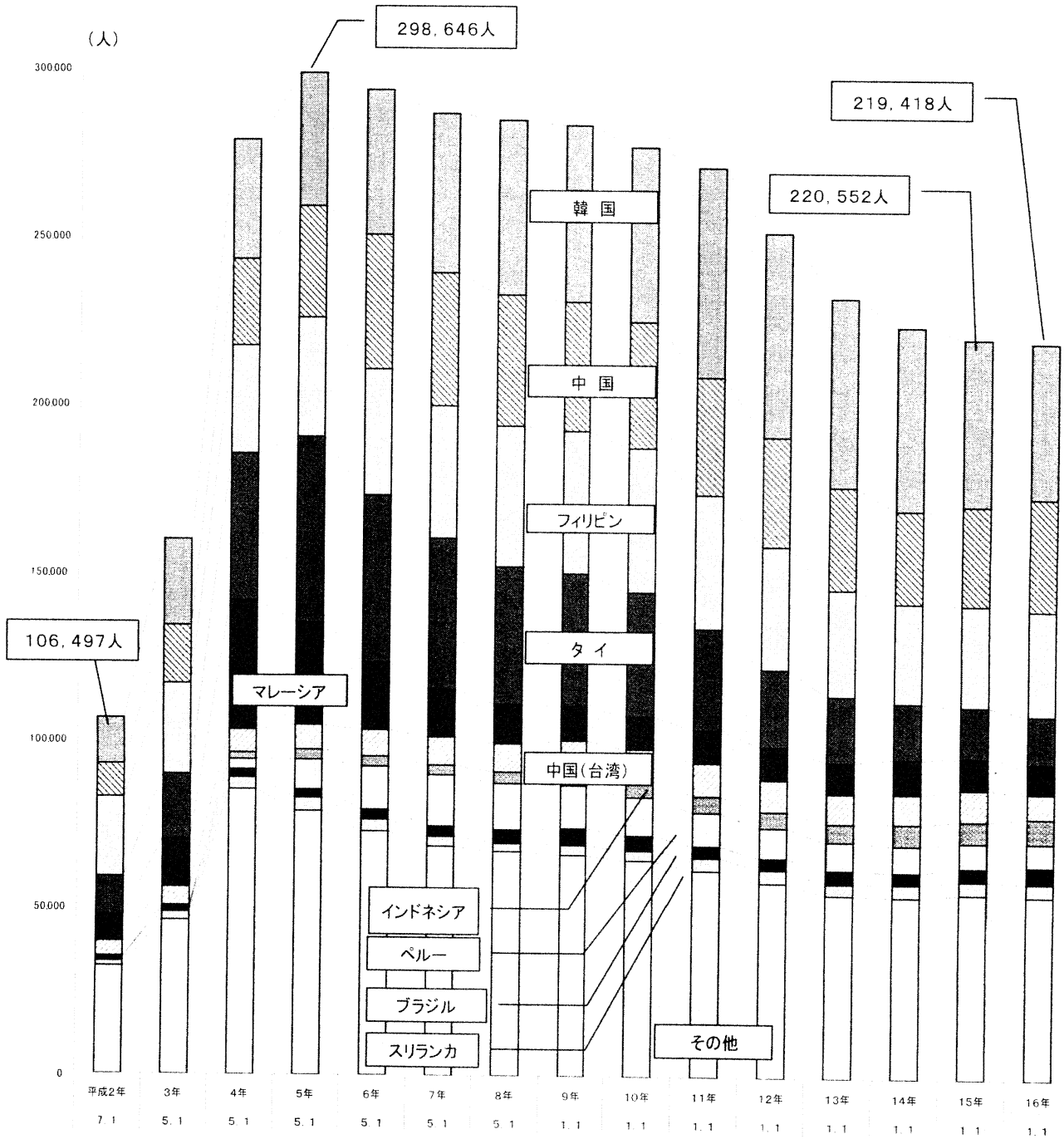
【資料6】 日本の外国人集住都市

(2003年4月1日時点)

都市名	総人口(人)	外国人登録者数(人)	外国人割合(%)	登録者国籍1位	登録者国籍2位	登録者国籍3位
太田市	150,357	7,266	4.83	ブラジル	フィリピン	ペルー
大泉町	42,494	6,255	14.72	ブラジル	ペルー	フィリピン
磐田市	90,594	4,528	5.00	ブラジル	中国	フィリピン
湖西市	44,624	2,620	5.87	ブラジル	ペルー	フィリピン
富士市	242,088	4,468	1.85	ブラジル	ペルー	フィリピン
浜松市	598,162	22,219	3.71	ブラジル	フィリピン	ペルー
四日市市	296,563	7,347	2.48	ブラジル	韓国・朝鮮	中国
鈴鹿市	194,490	7,293	3.75	ブラジル	ペルー	韓国・朝鮮
上野市	62,525	3,168	5.07	ブラジル	ペルー	韓国
美濃加茂市	51,244	3,751	7.32	ブラジル	フィリピン	中国
可児市	96,666	4,448	4.60	ブラジル	フィリピン	韓国・朝鮮
大垣市	153,809	5,349	3.48	ブラジル	中国	韓国・朝鮮
飯田市	109,017	2,939	2.70	ブラジル	中国	フィリピン
豊橋市	372,901	15,347	4.12	ブラジル	韓国・朝鮮	フィリピン
豊田市	356,049	11,442	3.21	ブラジル	韓国・朝鮮	中国

出典：外国人集住都市会議資料

【資料7】 国籍(出身地)別不法残留者数の推移



出典: 法務省入国管理局

【資料8】 日本における来日外国人犯罪罪種・法令別検挙状況

罪種別	年次等	2003年		前年比	
		検挙件数	検挙人員	検挙件数	検挙人員
総	数	40,615	20,007	+5,869	+3,795
刑	法	27,258	8,725	+3,000	+1,035
殺人、強盗、放火、強姦などの凶悪犯		336	477	+13	+124
暴行、傷害、傷害致死、脅迫、恐喝などの粗暴犯		568	633	+18	+5
侵入及び非侵入窃盗犯		22,830	4,555	+2,226	+160
詐欺、横領、偽造等の知能犯		728	497	+50	+158
風	俗	90	93	+3	+17
そ	の	2,706	2,470	+690	+571
特	別	13,357	11,282	+2,869	+2,760
	入	10,550	9,211	+2,560	+2,471
	外	164	11	-4	-4
	売	263	173	+43	+5
	薬	1,266	858	-18	+17
	そ	1,114	1,029	+288	+271

出典：警察庁資料

【資料9】 日本における来日外国人国籍別検挙人員(2003年)

国別23	区分	総数	前年比	刑法犯	前年比	特別法犯	前年比
総	数	20,007	+3,795	8,725	+1,035	11,282	+2,760
ア	ジ	16,666	+3,598	6,498	+925	10,168	+2,673
欧	州	529	-11	336	-12	193	+1
北	米	262	-2	191	+9	71	-11
南	米	2,180	+100	1,542	+88	638	+12
ア	フ	267	+92	81	+14	186	+78
オ	セ	100	+18	75	+12	25	+6
無	国籍・国籍不明	3	0	2	-1	1	+1

出典：警察庁資料

【資料10】 各国の主な外国人労働者受け入れ制度の概要

* カッコ内は、外国人労働者の受入れ調整の方法

ドイツ	<p>○労働許可（労働市場テスト） 公共職業安定所が、4週間、国内労働者又はEU出身者で求人が充足されないか、ドイツ人の労働条件を悪化させるおそれがないか等について審査。一部の専門的・技術的分野の労働者については、労働許可を受けなくても、滞在許可のみで就労することが可能。</p> <p>○東欧諸国等との協定（協定方式、一部数量割当あり） ・請負契約労働者：建設プロジェクト等に携わる労働者の受入れ。 ・ゲスト労働者：若年労働者の相互交流の促進と就労を通じての技術・技能と語学力の向上を目的とした受入れ。 ・季節労働者：農林業・ホテル・飲食店等の季節的労働者に限定した受入れ。</p>
フランス	<p>○臨時滞在許可（労働市場テスト） 県労働雇用職業訓練局が、30日間、求人募集に対する充足状況や申請に係る職種・地域の雇用失業情勢等の資料に基づき外国人労働者受入れの必要性を審査。失業率が高い現状では新規労働許可申請はほとんどが却下されるが、大学等の教員、公的な研究機関の研究員等については労働市場テストが免除され、経済的・文化的貢献度により判断される。</p>
イギリス	<p>○労働許可（労働市場テスト） 大卒以上の者、一定の職業資格を持ち3年以上の実務経験がある者等、一定の技術・技能を有する者のみを受入れ。雇用主は、労働許可の申請に際し4週間の求人募集を行い、国内労働者で求人が充足できなかったことを示さなければならない。なお、人材不足と認定された職種については労働市場テストは免除。</p> <p>○高度技能労働者制度（ポイント制） 例外的に高度な技能・経験を持つ人材の受入れ促進のため、労働者の学歴、職歴、実績等をポイント化して評価し、受入れの可否を判断。</p>
スイス	<p>○通年滞在許可（数量割当、労働市場テスト） 連邦全体の許可発給数を連邦政府が決定し、各州は割り当てられた許可発給数の枠内で受入れ。また、州労働問題担当局が、国内労働者で充足することができないか新聞の広告等により確認している。業種・職種の限定はないが、実態としては、専門的・技術的分野の受入れが主である。</p> <p>○季節的滞在許可 連邦政府が決定し、各州ごとに割り当てられる許可発給数の枠内で受入れ。業種は農業、建設業、観光業などの季節労働に限定。国籍はEU又はEFTAの加盟国に限定。</p>
韓国	<p>○在留資格制度 日本と同様の在留資格制度により、専門的・技術的分野の外国人労働者のみを受入れ。（「教授」「研究」「外国語指導」「専門職業」等の在留資格がある）</p>
シンガポール	<p>○Pパス、Qパス（能力による制限、数量調整なし） 一定の学歴・資格を有し、かつ、一定額以上の報酬を得る専門的・技術的分野の労働者について数量制限なく受入れ。これらの要件を満たさない者についても、シンガポール経済にとって有用であると個別に判断された者（IT技術者等）については受入れ。</p> <p>○Rパス（雇用税、雇用率、業種・国籍による制限） 非熟練労働者について、業種及び送り出し国を指定し、雇用税制度（外国人を雇用することに一定額の税金を雇用主から徴収）及び雇用率制度（各企業において外国人が全労働者に占める割合に上限を設定）により数量を制限しつつ受入れ。</p>
アメリカ	<p>○移民（労働目的移民）（数量割当、労働市場テスト） ①卓越した能力を有する者等、②高度な専門職種の労働者等、③熟練労働者・非熟練労働者など5つのカテゴリーがあり、カテゴリーごとに受入れ枠が設定されている。このうち②と③の区分については、滞在許可の申請に当たり、連邦労働者から国内労働者が不足していること及び国内労働者の賃金・労働条件に悪影響を与えないことの証明を受ける必要がある。</p> <p>○非移民（在留資格、数量割当、労働市場テスト） 移民以外の外国人については、在留資格を設定して、それぞれの基準に適合している者を受入れ。一部の在留資格については数量調整も行われている。 H-1B（専門職等）、H-2B（非農業一時的労働者）については、国内労働市場に与える影響に配慮して、受入れ枠が設定されている。また、同様の理由から、H-2A（農業季節労働者）及びH-2Bについては労働市場テストが課せられている。</p>
カナダ	<p>○移民（技能労働者移民）（ポイント制） 年齢、教育、職種、職業経験、語学力などをポイント化して評価し、カナダ経済の発展に貢献すると見込まれる労働者を選抜して受入れ。</p> <p>○非移民（滞在期限付き労働者）（労働市場テスト） 受入れに当たり、カナダ人材センターから、国内労働者で充足できないこと及び賃金・労働条件が通常の水準であることの確認を受ける必要がある。原則として業種や職種の制限は無いが、1年程度の訓練技術を修得できるような単純な技能の職種は除かれている。</p>

【資料11】 「補充移民－人口の減少・高齢化は救えるか？」 (国連2000年3月)
 “Replacement Migration - Is it a Solution to Declining and Aging Populations?”

【シナリオ1】 各国の人口がピークに達する年の総人口のピーク水準を維持するのに必要な移民の数
 (1995年以降人口ピークの年まで移民流入がゼロの場合) (単位：万人)

項目	日本	米国	EU連合	ドイツ	フランス	イギリス +北アイル ランド	イタリア
毎年の純流入移民数 人口ピークの年から 2050年までの年平均 (ピークの年)	38.1 (2005年)	31.9 (2030年)	94.9 (2000年)	32.4 (1995年)	6.0 (2025年)	8.7 (2020年)	23.5 (1995年)
2050年時点							
移民数の累計	1,714.1	638.4	4,75.66	1,783.8	147.3	263.4	1,294.4
移民とその 子孫の数	2,250.0	730.0	61,600.0	2,300.0	180.0	323.5	1,660.0
総人口	12,745.7	29,797.0	37,244.0	8,166.1	6,112.1	5,883.3	5,733.8
「移民とその 子孫」／総 人口	17.7%	2.5%	16.5%	28.0%	2.9%	5.5%	29.0%

【シナリオ2】 各国の生産年齢人口のピーク水準を維持するのに必要な移民の数
 (1995年以降生産年齢人口ピークの年まで移民流入がゼロの場合) (単位：万人)

項目	日本	米国	EU連合	ドイツ	フランス	イギリス +北アイル ランド	イタリア
毎年の純流入移民数 生産年齢人口ピーク年 から2050年までの年 平均 (ピークの年・ピー ク人口)	60.9 (1995年・ 8,719)	51.3 (2015年・ 19,248)	144.7 (1995年・ 24,938)	45.8 (1995年 ・5,576)	13.6 (2010年 ・3,963)	15.5 (2010年・ 3,887)	35.7 (1995年・ 3,923)
2050年時点							
移民数の累計	3,348.7	1,796.7	7,960.5	2,520.9	545.9	624.7	1,961.0
移民とその 子孫の数	4,600.0	2,493.6	10,770	3,300.0	780.0	875.2	2,589.4
総人口	15,069.7	31,564.4	41,850.9	9,202.2	6,713.0	6,435.4	6,639.5
「移民とその 子孫」／総人 口	30.0%	7.9%	25.7%	36.0%	11.6%	13.6%	39.0%

出典：国連報告書より、(株)第一生命経済研究所作成資料